単　位　事　務　名	
# 休業日・振替授業	
根拠及び参考法令	鹿児島県立高等学校学則　【第７条】 鹿児島県立学校管理規則　【第２７条，第２８条】
項目	処理方法
休業日 （学則第７条）	1　休業日は，日曜日，土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のほか，次のとおりとする。 (1)　学年始休業日　４月１日から４月５日まで (2)　夏季休業日　７月21日から８月31日まで（単位制による課程で学年を２学期とするものにおいては７月21日から８月24日まで） (3)　秋季休業日　（単位制による課程で学年を２学期とするものに限る。）９月28日から10月４日まで (4)　冬季休業日　12月25日から翌年１月７日まで (5)　学年末休業日　３月26日から３月31日まで (6)　その他校長が必要と認める休業日　年間１０日以内 2　校長は，土曜日及び前項第１号から第５号までの休業日は，地方の実情その他の理由により，これを変更することができる。この場合において，校長はあらかじめその理由及び期間を付し，教育委員会の承認を得なければならない。（参考様式） 3　第１項第６号に規定する休業日については，校長は，あらかじめ，その理由及び期間を付し，教育委員会に届け出なければならない。
非常変災等による休業 （規則第27条）	1　非常変災その他急迫の事情によって臨時に授業を行わなかったことについての報告は，報告書（第３号様式）をもってしなければならない。
振替授業 （規則第28条）	1　学校において，運動会（体育祭），学芸会（文化祭），その他恒例の行事計画の実施のために，授業日と休業日を相互に振り替える場合には，あらかじめ教育長に届け出なければならない。 ※（注）　「その他恒例の行事」とは，修学旅行，通信制課程の生徒の面接指導，定時制・通信制課程の遠足，離島又はへき地における健康診断（医師の都合によりやむを得ない場合），参観授業を指すことに留意すべきである。 2　前項に掲げる場合のほか，特に振替授業を必要とするときは，振り替えようとする日の７日前までに，申請書（第４号様式）をもって，教育長の承認を受けなければならない。

（第３号様式）

臨時休業報告書

休業期日又は期間	平成○○年○○月○○日から 日間 平成○○年○○月○○日まで
休業の理由	台風○○号襲来のため

上記のとおり臨時休業したので報告します。

平成○○年○○月○○日

鹿児島県立○○○学校長○○○○印

鹿児島県教育長○○○○殿

※ 非常変災その他急迫の事情によって授業を行わなかった場合は，報告する。

（第４号様式）

振替授業の実施~~申請~~（届）

授業を行わない授業日	平成○○年○○月○○日から 日間 平成○○年○○月○○日まで
授業を行う休業日	平成○○年○○月○○日から 日間 平成○○年○○月○○日まで
振替授業の理由	文化祭実施のため

上記のとおり振替授業を実施したいので承認くださるよう~~申請~~（お届け）します。

平成○○年○○月○○日

鹿児島県立○○○学校
校長　○　○　○　○　印

鹿児島県教育長　殿

申請のとおり承認する。

平成　　年　　月　　日

※１　運動会，学芸会，その他恒例行事での振替の場合は，教育長に届け出なければならない。
　２　上記以外で振替が必要な場合は，７日前までに教育長の承認を受けなければならない。

（参考様式）

休業日変更の実施申請書

鹿児島県立高等学校学則第７条第１項に規定されている休業日	平成○○年○○月○○日から 日間 平成○○年○○月○○日まで
変更する休業日	平成○○年○○月○○日から 日間 平成○○年○○月○○日まで
休業日変更の理由	

上記のとおり休業日を変更したいので承認くださるよう申請します。

平成○○年○○月○○日

鹿児島県立○○○学校
校長　○　○　○　○　印

鹿児島県教育委員会教育長　殿

申請のとおり承認する。

平成　　年　　月　　日

鹿児島県教育委員会教育長　○　○　○　○　印

※２部提出すること